

ハインツ・ランペルト社会政策論の問題構成

白 井 英 之

一 はじめに——問題の所在——

二 社会政策の経済理論

(一) リーフマン・カイル『社会政策の経済理論』

(二) ランペルト『社会政策の経済理論』の成果と限界

三 社会政策の理論(一)——問題構成の前提——

(一) 「社会政策の必然性、課題、特質」の問題意識

(二) 社会政策的認識の問題

四 社会政策の理論(二)——社会政策論の問題構成——

(一) 社会政策の必然性論

(二) 社会政策の展開論

(三) 社会政策の作用論

(四) 社会政策の限界論

(五) 要約

ハインツ・ランペルト社会政策論の問題構成

— はじめに——問題の所在——

前稿において私は、H・ランペルトの社会政策論を考察するための準備的基礎作業として、社会政策的実践と社会政策学に対して批判的な論者の代表としてクロンベルガー・クライスの社会政策論を検討し、彼らとの対立の構図の中でランペルトの位置づけを試みた⁽¹⁾。なかでも一九八七年の『ハンブルク経済—社会政策年報』に掲載されたランペルトとA・ボサートとの共同論文⁽²⁾は、ランペルトとクロンベルガー・クライスとの間にある一種の緊張関係を如実にあらわしているものとしてとらえることができた。同論文は、クロンベルガー・クライスのメンバーであったA・グートヴスキらによる社会政策・社会政策学批判論文⁽³⁾に真っ向から対立し、論点の一点一点を論駁する形で展開されているものであったが、そこにおいてランペルトらは、それら個々の論点批判を超えて存在する、社会政策論をめぐる問題把握の観点を、つぎのように浮かび上がらせたと言えよう（以下において、八七年のランペルト⇨ボサート論文については、これをその内容から「グートヴスキ批判論文」と記す）。ランペルトらは、グートヴスキらの見解を「社会政策の経済理論の優位性、つまり社会政策が経済学に再統合されること」を主張するものと性格づけたうえで、そこには「問題認識の欠陥と限界、とりわけ労働と社会の複雑な性格を正しく評価できない、経済学的視点にもとづいた分析の狭隘性」という問題が立ちはだかっている、と喝破したのであった⁽⁴⁾。すなわち、クロンベルガー・クライスに代表されるサブライサイド経済学の立場に立つ一群の経済学者たちが七〇年代後半からさかかんにおこなってきた、実践的社会政策批判や社会政策論への学問的懐

疑の提起とそれにもとづく「社会政策の経済理論の必要性」の主張に対して、ランペルトらはそれが社会政策への無理解と狭隘な視角としか持ち併せない謬見として批判し、社会政策論がおかれた状況を救い出すべく、社会政策に固有の分析枠組みの提示の必要性を示唆していたのである。

ここからは、したがって、ランペルトが対決すべき問題の一点として、クロンベルガー・クライスの言う「社会政策の経済理論」に対して彼がどのような観点から、彼自身の「理論」を提示しうるかという課題が、彼に担わされることになるであろう。しかし、「グートヴスキ批判論文」において、この点は十分に展開されたわけではなかった。その展開は、第一に、本論文執筆時点においてすでに完成されていたと推断されるランペルトの単著論文『社会政策の経済理論』の成果と限界⁽⁵⁾（九二年発表。以下、「成果・限界論文」と記）、第二が、「社会政策の必然性、課題、特質」と題する八八年社会政策学会社会政策部会報告⁽⁶⁾（以下、「必然性報告」と記）において見られることになった。前者の論文は、「社会政策の経済理論」の流れの中で初期の代表的著作の位置をしめるE・リーフマン・カイルの『社会政策の経済理論』⁽⁷⁾を主たる題材としてとりあげ、そこに含まれていた社会政策への視座の有効性と限界とを論じたものであるが、これは「必然性報告」の問題提起の前提にもなっている。また「必然性報告」は、「グートヴスキ批判論文」と「成果・限界論文」でとりあげられた「社会政策の経済理論」に対して、ランペルトの「社会政策の理論」なる構想が具体的に提示されたものである。本稿は、これら二つで展開された彼の議論を中心に検討し、現在のランペルト社会政策論における基本的視座と彼の社会政策論の問題構成の特徴を把握することを試みようとするものである。

ハイムツ・ランズルト社会政策論の問題構成

- (1) 拙稿「現代ハイムツ社会政策論批判の一類型」(一)、『成城大学経済研究』第一二五号、一九九四年七月、『同』第一二六号、同年十月。
- (2) Heinz Lampert u. Albrecht Bossert, Die Soziale Marktwirtschaft - eine theoretisch unzulänglich fundierte ordnungspolitische Konzeption? in: Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik, 32. Jahr, 1987, S. 109-130.
- (3) Armin Gutowski u. Renate Merklein, Arbeit und Soziales im Rahmen einer marktwirtschaftlichen Ordnung, in: Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik, 30. Jahr, 1985, S. 49-67.
- (4) H. Lampert u. A. Bossert, a. a. O., S. 120.
- (5) H. Lampert, Leistungen und Grenzen der Ökonomischen Theorie der Sozialpolitik, in: Philipp Herder-Dornreich, Jürgen Zerhe u. Werner Wilhelm Engelhardt (Hrsg.), Sozialpolitiklehre als Prozess, Baden-Baden 1992, S. 115-130. なお、本論文がすべて「ノートヴスキ批判論文」時点で完成し、掲載の書物各本でわざわざこうした点ごころごほ、前掲拙稿(一)「ハムペーシ」注(4)でなれたとせらむ。Vgl. H. Lampert u. A. Bossert, a. a. O., S. 129, Anm. 97.
- (6) H. Lampert, Notwendigkeit, Aufgaben und Grundzüge einer Theorie der Sozialpolitik, in: Theo Thiemeyer (Hrsg.), Theoretische Grundlagen der Sozialpolitik (Schriften des Vereins für Socialpolitik, N. F., Bd. 193), Berlin 1990, S. 9-71.
- (7) Elisabeth Liefmann-Keil, Ökonomische Theorie der Sozialpolitik, Berlin u. a. 1961.

二 社会政策の経済理論

(一) リーフマン・カイル『社会政策の経済理論』

(1) リーフマン・カイルの衝撃

ケルン大学創設六百周年記念として、九二年に出版された同大学社会政策部門の学問的發展をたどった論文集に、ランペルトの「成果・限界論文」は所収され、発表された。この論文は、すでに八七年の「グートヴスキ批判論文」において印刷発表が予告されており、したがって同論文は、「グートヴスキ批判論文」と同じ状況のもとで、互いに繋がり合う問題意識をもって執筆されていたと考えてよいであろう。ただ異なっていたのは論じられた対象にすぎない。すなわち、「グートヴスキ批判論文」は、サプライサイド経済学の立場に立つ経済学者らが投げかけた批判点、とくに社会政策制限論と社会政策学無用論を俎上にのぼせ、それを論駁する形をとっていたのに対し、以下で見るように「成果・限界論文」は経済学の立場から構成されたリーフマン・カイルの業績⁽¹⁾を検討し、評価あるいは批判するという形をとっていたのである。

六一年に出版されたリーフマン・カイル著『社会政策の経済理論』が旧西ドイツ社会政策学界にもたらした反響は、ランペルトが「熱狂的」と表現したように⁽²⁾、かなり広範に、しかも衝撃をもって迎えられた。それは出版後、多数におよぶ書評の類が同時的にあらわれた状況などから窺い知ることができる。ランペルトが「成果・限界論文」で引用しているある評者(G・カーデ)は、本書をもって、「学としての社会政策がもっていた歴史制度的多様性を克服するところの(とりわけアングロ・サクソン流の、そして北欧流の)さまざまなアプローチを

体系的に提示する」、そして、「経済理論という構築物へと結びつくさまざまな系を分析し、その系が経済政策一般の理論の展開の中でいかに明らかにされ得るかをさぐるはじめての試み」との位置づけをしていた。⁽³⁾これはドイツ旧社会政策学会以来の伝統的社会政策論を「克服」するものとして『社会政策の経済理論』を評しているが、同様の見解は、現在クロンベルガー・クライスの一員でもあるH・ヴィルゲロートの書評にも見受けられる。ヴィルゲロートはその書評のはじめで、「現在、社会政策の領域においてほど、幻想の崩壊が差し迫っているところはない」、と述べ、リーフマン・カイルの本書が「伝統的な社会政策論がとらわれてしまっているところの、いくつかの棄てがたいあの観念に別れが告げられる」ことに対して、「ひとつの重要な役割を果たしている」、⁽⁴⁾と言い切っているのである。彼は言う。「リーフマン・カイルの本書の」優れた点は、……ドイツ国内に限った議論と「社会政策と」の関連性が、そしてその議論が一部において教条的に硬化してゆくことが回避され、同時に、ドイツ社会政策にとって有益でありうるのは何かという、国を超えた議論の広い領域への展望が導き出されている」、⁽⁵⁾と。つまり、経済学的視点の導入によりゾツィアルポリテイク Sozialpolitik というドイツ固有の概念枠が取り払われ、経済学という一国に限定しない共通の概念体系の中で社会政策は語られうるのであった。またすでに、ゲゼルシャフトspolitik の提唱によって、ドイツ社会政策論にアングロ・サクソンのなソシアル・ポリシー Social Policy 論の視座導入を提起していたH・アヒンガーが、六三年の著作において、リーフマン・カイルの議論を、所得概念が社会政策にとって「中心的な意義を有する」ものとして把握した点、あるいは経済過程に対して中立的であるような社会政策が不可能であることに求めている点⁽⁷⁾において特徴づけたのも、ヴィルゲロートらの見解と通ずるところがあると言えるであろう。こうした評価の一

方で、あのイエズス会士にしてカトリック社会政策論の重鎮でもあったO・V・ネルーブロイニングは、リーフマン・カイルの著作を評して、「社会政策は経済理論の拘束の衣の中に押し込められるべきではないし、経済学の道具におとしめられるべきではない」と釘を刺してはいたものの、「社会政策の大部分は理論経済学の道具立てにたよりながら分析する必要性」を認めざるをえなかった⁽⁸⁾。

では、リーフマン・カイルの「社会政策の経済理論」提起の問題意識はどこにあったのか、そしてそれは具体的にいかなる構想であったのか。

(2) リーフマン・カイル『社会政策の経済理論』

リーフマン・カイルは、六一年の自著の「序言」において、ドイツにおける社会政策を評しつつ、社会政策にとっての新たなテーマについて述べている。この「序言」は、本書における彼女の問題意識がもともと凝縮して表明されていると思われるので、以下に要約しておこう。

ドイツの従来の社会政策は、「経済学からは相対的に無視され、棚上げされた領域」になってしまっている。しかし「実際のところ、社会政策は経済的に制約を受けているし、経済的に機能している。社会政策は「経済的」な与件を付与したり、与件を変化させたりする政策なのである。したがって経済的な見方は、たとえ十分とは言えないにしても、想定され、また必要とされるように思われる。」ところで、先進工業国において、国民所得の約六〇パーセントが社会政策によって影響を受けている。あるいは、西ドイツにおいては、歳出の約四〇パーセントが社会保障関係支出でしめられている。かかる実態からして、「社会政策は、国民所得をめぐってのそれぞれの社

会的集団の分配を問題とするし、また個々人の所得や、費用と価格を問題とする政策」と位置づけられ、「その限りにおいて、社会政策は経済政策であり財政政策である。」こうした点から社会政策は「経済原則という観点にもとづいて整序される」、あるいは、社会政策の原理は「経済的諸関連を分析すること」によって与えられることになる。⁽⁹⁾

では、リーフマン・カイルは、こうした問題を中心とする社会政策をどのように「経済原則という観点」から構成しようとしたのであろうか。彼女はこの点、政策の目的および手段の規定に立ち入ってゆく。彼女が本書で述べた社会政策の目標は、「公正 *Gerechtigkeit*」という価値を前提にしたところから導出される⁽¹⁰⁾ところの、「国民の願いに応じて所与の社会的生産が最適に分配されるような配慮」という意味での「できうる限りの配慮」をおこなうことである⁽¹¹⁾。実践的社会政策は、かかる「配慮」のための「手段」であり「戦略」である。「手段」や「戦略」という、いわゆる政策手段は、つぎの二つの機能を有する制度体系として構成されている。ひとつは「個人を超えての（個人相互間の）所得の均衡化」機能を果たす所得再分配政策として、他のひとつは「時間を超えての所得の均衡化」機能⁽¹³⁾として。しかし、彼女はここに社会政策に固有の視点を与えているわけではけっしてない。そもそも、彼女が「公正」という価値から分配の問題を導出したのは、いわゆる厚生経済学の観点からである。曰く、「われわれの第一の考察は、個々の社会政策が存在する理論的根拠に向けられる。分析にあたって我々は、厚生経済学 *Wohlfahrtslehre* (*Welfare Economics*) の成果を利用することになる。これは、われわれが厚生経済学の問題設定から大部分をとり出している、ということなのである⁽¹⁴⁾」と。

ところで、リーフマン・カイルは、右であげたような問題領域のみを「社会政策の経済理論」として構築しよ

うとしていたわけでは必ずしもなかった。それは、従来の社会政策論で大きなテーマとなっていた労働関連領域の問題を、つぎに見るように、とりあげていたことから明らかであろう。ただし、そのとりあげる観点が従来の社会政策論とは異なっていたのである。

彼女は前記「序言」の中で、社会政策についてつぎのような規定をも与えている。「社会政策は、集団の政治的干渉の、あるいは国家の政治的干渉の政策である」と。しかし、かかる規定にしてもその基本的立場は、政治的行為としての干渉を政治的な観点に立って把握しようとするのではなく、諸利害団体（とりわけ労働組合、使用者団体）や政党といった集団の行為を「経済的利益」の観点からとらえようとするところにあった。⁽¹⁵⁾ すなわち、集団的利害の発生からその利害貫徹のための団体の形成へという過程をへて、問題の質によっては国家の政治的問題として展開することになるのが一般的であるような行為は、分配の変動にあたっての利害対立が原因となつて生ぜしめられたひとつの結果である。したがって、「集団の利益をより強く代表することを確実なものとするために、そして対立状態においてより強力な立場をとるためには、連合を形成することで報われる。社会政策とはその限りにおいてとりわけ集団政策 Gruppenpolitik であり、組織された集団の政策である。経済において市場経済の体制が支配的であり、国家体制が民主主義であるならば、集団政策としての社会政策が特定の刻印をもってあらわれる。社会政策に作用する組織や団体は自分たちの利益を貫徹するために戦略を練る。紛争、連合の形成、戦略は、政党政治での、そして議会での決定——それは社会政策の枠内で所得の分配に関して下されるのだが——に影響をおよぼす。それらが影響をおよぼすのは団体政治の決定」なのである、と。このように、労働問題は集団の利益分配問題として把握され、経済学的観点からの分析対象とされた。一例を挙げれば、労働組合と

使用者団体（もしくは使用者）といういわゆる協約当事者は、所得均衡化のために機能する集団という観点から把握されることになるのである。

実際、本書で提示された社会政策は、①財政政策（財政収入と財政支出）、②価格政策（労働報酬と物価）、③法政策（労働法と社会保障関連法）、の三領域から成るさまざまな諸制度の体系として提示されていたが、右で見ように、それらに共通して彼女が見いだした把握観点は、これらの政策が所得分配にあたっていかに機能しているかという点であった。社会政策はまさに「分配的諸施策」の手段体系として把握されたのである。ここにおいて「社会政策の経済理論」の基本的構図は、かかる分配的諸施策たる個々の手段にはどのようなものがあり、そしてそれぞれがどのように機能するか、という点の分析を提示することになり、しかもその分析の基礎は、本書中の補足的説明部からも理解されるように、ほとんどがアングロ・サクソン流のいわゆる「Welfare Economics」なのであった。ここにはドイツに伝統的であった社会政策理解とは隔絶した世界が展開されていた。

リーフマン・カイルの本書の序文で謝辞の対象として名が挙げられていたB・キュルプは、彼女の六五歳祝賀記念論文集の編集をつとめ、その巻頭で、『社会政策の経済理論』が「戦後の社会政策論が「これまでとは」別の相貌を帯びることに寄与した」と述べ、つぎの三つの状況に対する寄与をあげている。第一。社会政策論が「ドイツ社会政策の問題領域にもっぱら限られ」、「きわめて規範的であった」状況、つまり社会政策論の対象の限定的性格と方法的制約状況。第二。社会政策学者は、「政治的意志や道徳的完全性に比して「自分たちの」専門的知識がわずかしか応用されない領域を社会政策論の中に見てとっていた」状況、すなわち社会政策を論ずる当事者が社会政策論のとりあげるテーマに対して一種の限界感を抱いていた状況。第三。社会政策論において「長い間、

理論に対する敵意」が存在した状況と「social security や labour economics というタームでとりあげられて目を見張る貢献をなしてきたところの国際研究とは何の結びつきもなかった」状況、つまり従来の社会政策論の反理論的性格と海外の研究成果からの孤立的状況⁽¹⁹⁾。これらはいずれも、従来の社会政策論の限界としてとらえられ、彼女によって突破されたと評価されたわけである。実は、ランベルトの彼女への評価も一部重なり合うところがあるのだが、むしろリーフマン・カイル的な視角では閑却されてしまう問題点を、彼は現在の社会政策的問題意識から導き出していた。そこでつぎに、ランベルトの「成果・限界論文」に目を転じることにしたい。

- (1) エリーザベト・リーフマン・カイルは一九〇八年生まれ。三三年、フライブルク大学で経済学を修めたのち、大戦後の四六年、教授資格論文『国民経済における住宅経済』を提出、フライブルク大学で私講師を経て、四九―五六年、同大学員外教授、五六年よりザールブリュッケン大学正教授。
- (2) H. Lampert, *Leistungen und Grenzen ...*, a. a. O., S. 120.
- (3) G [erhard] Kade, E. Liefmann-Keil: *Ökonomische Theorie der Sozialpolitik* (Buchbesprechung), in: *Zeitschrift für Nationalökonomie*, Bd. 23, Heft 3-4, 1963, S. 433, 435.
- (4) Hans Wilgerodt, *Sozialpolitik und Ökonomie. Zu dem Buch von Elisabeth Liefmann-Keil* *Ökonomische Theorie der Sozialpolitik*, in: *ORDO*, Bd. 14, 1963, S. 375.
- (5) Ebenda, S. 381.
- (6) Hans Achinger, *Sozialpolitik als Gesellschaftspolitik. Von der Arbeiterfrage zum Wohlfahrtsstaat*, Hamburg 1958.

ハンニン・ランペルト社会政策論の問題構成

- (7) H. Achinger, Sozialpolitik und Wissenschaft, Stuttgart 1963, S. 48, 50.
- (8) Oswald von Nell-Breuning, Ökonomische Theorie der Sozialpolitik, in: Finanzarchiv, Bd. 22, Heft 2, 1963, S. 354.
- (9) Vgl. E. Liefmann-Keil, a. a. O., S. V-VII.
- (10) Vgl. ebenda, S. 13ff, 29.
- (11) Ebenda, S. 6f.
- (12) Vgl. ebenda, S. 3, 45-56.
- (13) Vgl. ebenda, S. 3, 56-65.
- (14) Ebenda, S. 6.
- (15) Vgl. ebenda, S. V.
- (16) Ebenda, S. 2.
- (17) Vgl. ebenda, S. 94.
- (18) Bernhard Külp, Elisabeth Liefmann-Keil zum 65. Geburtstag, in: ders. u. Wolfgang Stützel (Hrsg.), Beiträge zu einer Theorie der Sozialpolitik. Festschrift für Elisabeth Liefmann-Keil zum 65. Geburtstag, Berlin 1973, S. 7.

(二) ランペルト『社会政策の経済理論』の成果と限界

ランペルトは「成果・限界論文」において、リーフマン・カイルの業績の中で積極的に評価できる面と、限界を露呈している面との両面について論じることになった。彼は積極的な評価が与えられる点として、つぎの五点を

あげている。第一。「アングロ・サクソンの用語でいうところの『ミクロおよびマクロ理論』の導入によって、価値判断を含まず、実証的分析―道具的に整えられた理論」が社会政策に導入され、「社会政策論が再び『社界に出る』契機になった。第二。「価値判断を含まない」学として、社会政策の「脱イデオロギー化」が進展した。第三。「社会政策の経済理論が有する現実連関性や政治的リアリズム」をとおして社会政策の「学問的な営為が現実に近い」。第四。社会政策の経済理論は五〇―六〇年代にかけてのアングロ・サクソンの経済文献の受容の結果であり、「国際的標準との接合」が試みられた。第五。アングロ・サクソン流の経済理論はその対象拡大の一環として政治理論にまで進出したが、経済理論と政治理論との交流は社会政策理論の展開に影響をおよぼした。とくに社会政策が展開するにあたっての決定の大きさとしての組織集団の影響が注目されるにいたった。⁽²⁾

しかし、それ以上に問われねばならなかったのは、リーフマン・カイルに代表されるような社会政策論把握の欠陥であり限界であった。前述したように、彼女の一貫した見地は、社会政策を経済―財政政策と結びつけて性格づけること、あるいは社会政策を分配政策と結びつけてそれとの同質化をはかることであった。しかし、ランペルトはこうした問題のたて方は、対象把握の限界を招来すると主張する。すなわち、経済政策の対象は元来、「経済活動において積極的な役割をはたす個人や制度」に限られるのに対し、社会政策の対象は「経済活動に未だ関わっていない、とか、もはや関わっていない、とか、あるいは根本的に関わることがない、といった多数の人々」、つまり、青少年、高齢者、障害者をも含み込んでいること、さらには社会政策が対象とする領域は、社会成員の経済的生活条件のみならず、彼ら個々人の法的地位（民法、被用者保護に関する法、消費者保護、青少年・親・家族に関する法）、物的・社会的環境（社会的なインフラストラクチャー、とりわけ教育・医療領域）、個々

人の行為の影響範囲の改善（たとえば教育・結婚・家庭相談をつうじての改善）にまでおよんでいること、を考慮にいれなければならない。したがって、社会政策の基盤は財政政策よりもはるかに広い。「社会政策の働きかける領域は、経済的領域よりも外に拡がっている」がゆえに、リーフマン・カイルのような観点からの把握は「非経済的な問題領域を看過すること」であり、それは「社会政策の定義の狭隘化をもたらす」ことになってしまふ。こうして「社会政策的行為の経済ディメンジョンの過度な強調」は「実践的社会政策の事実の複雑性をとり込めなく」なる。いまや「すべての実践的社会政策を包括するような社会政策の経済理論は考えられない」、と言うのであつた。⁽³⁾

社会政策論の独自の視座を得るためには、ランペルトが言う社会政策の経済理論に見られる欠落・限界を克服するような課題領域をさらに付加せねばならなくなる。彼はこれらについて、つぎのように五点あげている。第一。非経済的、非経済政策的行為の可能性の展望。第二。非経済的制度的作用、経済制度がもつ非経済的作用の認識。第三。社会政策的に重要な展開プロセスの認識。社会的態度の変化、社会保障支出や税負担の際のモラル、社会政策的に重要な諸価値の変化。第四。長期にわたる社会的・社会政策的な展開プロセスおよび展開の方向の経過、原因、変化についての知識とそれらの洞察。第五。社会政策的意志形成のプロセス、社会政策的決定のプロセス、および社会的諸制度についての認識。これらはいずれも「社会政策の経済理論」的問題意識と課題領域から抜け落ちていたものであり、それらの脱落した視点は、社会学、歴史学、社会・労働法学などをも動員した「学際的な協働によってのみ克服されうる」とされたのであつた。⁽⁴⁾

ランペルトのこの「成果・限界論文」が収められたケルン大学創設六百周年記念論文集には、彼の後任として同

大学社会政策学講座を担当することになったJ・ツェルヒェが、同大学の社会政策学の足跡をたどった論文を寄稿しているが、ツェルヒェはその中で、「研究部門の歴史を見ると、とくに経済学と社会政策学との間には緊密で、実り多い関係があるが、「他方、」緊張に充ちた関係もある」と述べ、ランペルトを引き合いに出した。ツェルヒェによれば、ランペルトは「社会政策の経済的原理に大きな意義を認め」つつも、「しかし、経済政策の部分領域として社会政策を位置づけるにはいたっていない。彼はむしろ独自のディシプリンを説いている」として、該当する箇所をランペルトの社会政策概論書から引用している。それはつぎの部分である。「経済政策と社会政策とのかかる多面的で密接な関連にもかかわらず、経済政策の部分領域として社会政策を把握したり、経済学のディシプリンとして学としての社会政策を把握したりすることがあるとすれば、それは見当違いであろう。というのも第一に、経済―社会政策はただ部分的に重なり合う部分があるだけであるし、第二に経済学の方法は社会政策的問題の完全な把握、分析、解決には十分ではない。」⁽⁸⁾このようなツェルヒェのランペルト評は、ランペルトが「成果・限界論文」において問題をより具体化した形で展開していた点を考慮にいれば、正鵠を射ていたということができるであろう。以上のような点からすれば、ランペルトは社会政策論を構成するにあたって、経済学――とくに新古典派的な経済学――というディシプリンを視角の要においた場合の「成果」と「限界」について論じつつ、後者の「限界」を乗り越えるような社会政策の問題構成の必要性を、ここで提起したということになる。

ところで、ランペルトは「成果・限界論文」でリーフマン・カイルをとりあげるにあたって、社会政策の把握観点の問題を提示していた。すなわち、「社会政策学を他の学問的ディシプリンに組み込む可能性や必然性、あるいは、社会政策的認識を獲得するための特定のディシプリンの守備範囲」は何に依拠しているのか、という問題

がそれである。彼によれば、それは「第一に社会政策の問題設定と、そこから生ずることとして、どのような他のディシプリンにおいてそうした、あるいは類似の問題設定がなされているか、ということに依拠し、第二に社会政策に関する認識の獲得にむけてどのような認識の方法と分析の手法がとりいられねばならないか、そしてこうした方法と手法とがどのような学問的ディシプリンに『しっくりと合う』のか、ということに依拠している。⁽⁹⁾」少なくとも彼は、第一の点に関しては、実践的社会政策の対象拡大化——非自立的な労働者から人々の多様な状況へ——という観点からとらえなおし、第二の点に関しては、分析の手法について、二〇年代にすでに言われていた「国民経済学の娘」[Tochter der Nationalökonomie]としての社会政策(L・v・ヴィーゼ)⁽¹⁰⁾から、あらゆる関連領域学問をとりこんだいわゆる「学際性 Querschnittsdisziplin」(W・シュライバー)⁽¹⁰⁾へ、という流れの中に社会政策論を構築しようと言っていたと言ってもよい。

しかし、ここでつぎのような留意すべき点が浮かんでくる。そのひとつは、二五年以上も前のリーフマン・カイルの業績が、なせ八〇年代後半のランベルトの眼前にあらわれねばならなかったか、ということである。この点については、リーフマン・カイルの著作が、右にあげたような社会政策の「対象の拡大化」と「学際性」の流れが強くなりつつあった時期に——アヒンガーのゲゼルシャフトspolitik論がその代表であろう——、その「一種の対極」としてあらわれた、という彼の指摘から類推できるように思われる。すなわち、ランベルトが構想する社会政策論は、「対象の拡大化」と「学際性」という点においては、ゲゼルシャフトspolitik論とかなり程度、重なり合うのだということ、そして当時社会政策論はクロンベルガー・クライスのようなサブライサイド的立場の経済政策論の台頭により、社会政策の学問的存在そのものが一種の挑戦を受けていたという状況、し

たがって、こうしたランペルトとサブライサイド的経済政策論との対立の構図はアヒンガーとリーフマン・カイルとの「対極」的位置関係の焼き直しであるともとらえられること、さらにこうした構図が描かれるならば、リーフマン・カイルの発想とサブライサイド的経済政策論の問題把握は、対象を経済学的範疇に還元させるといふ方法をとった点で根本的に一致しており、リーフマン・カイルがそうした方法の確立者であったこと、こうしたことからランペルトは、現代の社会政策批判論者の発想の原点を彼女の著作に求めようとしたのではなかったか。

他のひとつの留意点は、さきにあげたランペルトの問題提示の第二点——すなわち、社会政策的認識の方法と分析の手法、という問題点——のうち、「分析の手法」については、リーフマン・カイルを検討することをとおして明らかにされたとしても、「認識の方法」については、「成果・限界論文」ではほとんど論じられていないということである。この点については、次節で検討するように、「必然性報告」で考察がなされることになった。本論文はしたがって、「必然性報告」の重要な伏線をも含んでいたことになるのである。

- (1) たとえば、政治家（政党）と投票者との間に、政策をめぐっての需要—供給関係を見いだし、民主主義という政治的問題を経済学的な観点から分析したつぎのものがその先駆をなす。Anthony Downs, *An Economic Theory of Democracy*, New York 1957. 古田精司監訳『民主主義の経済理論』成文堂、一九八〇年。キェルプによると、リーフマン・カイルの『社会政策の経済理論』は、このダウنزの書物にインスパイアされた面が大きいということである。Vgl. B. Külp, a. a. O., S. 7f.

- (2) Vgl. H. Lampert, *Leistungen und Grenzen...*, a. a. O., S. 121-124.

- (3) Vgl. ebenda, S. 125-127.

ンインツ・ランペルト社会政策論の問題構成

ハインツ・ランペルト社会政策論の問題構成

- (4) Vgl. ebenda, S. 128.
- (5) ランペルトは、ベルリン工科大学教授(六四―六九年)を経てケルン大学に招聘され、七三年まで同大学で教授として社会政策講座を担当した。彼の略歴については、前掲拙稿(一)、一八九ページ以下、参照。
- (6) Jürgen Zerche, Forschungsansätze in der Sozialpolitiklehre in Köln unter besonderer Berücksichtigung des Forschungsinstituts für Sozialpolitik, in: Ph. Herder-Dorneich u. a. (Hrsg.), a. a. O., S. 87.
- (7) Ebinda, S. 93. ツェルケ自身の社会政策分析の基本的スタンスは、ほぼ経済学におかれている。この点は、彼の著作から明確に読みとることが出来る。J. Zerche u. Fritz Gründger, Sozialpolitik. Einführung in die ökonomische Theorie der Sozialpolitik, Disseldorf 1982, insb. Kap. 3, 4, 5.
- (8) J. Zerche, Forschungsansätze in der Sozialpolitiklehre... a. a. O., S. 93. この部分では、H. Lampert, Lehrbuch der Sozialpolitik, 1. Aufl., Berlin u. a. 1985, S. 12, からの引用であるが、ランペルトの同書第三版(九一年)におけるこの部分は、大きく同じである。(ders., Lehrbuch der Sozialpolitik, 2. Aufl., Berlin u. a. 1991, S. 13)。ただし、同書第三版(九四年)においては第二版までは「経済政策の部分領域としての社会政策 die Sozialpolitik als Teilgebiet der Wirtschaftspolitik」という一語を追加して「経済政策の部分領域としての実践的社会政策 die praktische Sozialpolitik」としている(傍・下線部が追加語句)。Ders., Lehrbuch der Sozialpolitik, 3. Aufl., Berlin u. a. 1994, S. 12)。
- (9) Vgl. H. Lampert, Leistungen und Grenzen..., a. a. O., S. 117.
- (10) Vgl. ebenda.
- (11) ランペルトはつぎのように述べている。「ゲゼルシャツツポリティーク」といった実践的社会政策の史的展開、すなわち、社会政策的問題設定の展開とそれと結びついた、学際性に向けての、学としての社会政策の展開を、一

九五八年にハンス・アヒンガーほどうまく把握したものは他になかった。その三年後の一九六一年に——さながら一種の対極として——あらわれたのが、エリーザベト・リーフマン・カイルの『社会政策の経済理論』であった (ebenda, S. 118)。¹⁾ なお、ここでいう一九五八年のアヒンガーの著作とは、H. Achinger, Sozialpolitik als Gesellschaftspolitik. Von der Arbeiterfrage zum Wohlfahrtsstaat, Hamburg 1958, 262p.²⁾

三 社会政策の理論(一)——問題構成の前提——

(一)「社会政策の必然性、課題、特質」の問題意識

ランペルトの八八年「必然性報告」は、七〇年代後半から八〇年代にかけて噴出してきた、クロンベルガー・クライスが主張するような実践的社会政策抑制論と社会政策学無用論が台頭する空気への危機感の表明であるとともに、彼の言う社会政策論の「固有で独自の学問的ディシプリン」を求めようとする試みのひとつであった。その試みの前提的作業として、ドイツの新歴史学派に源流をおく伝統的社会政策論が有していた問題意識と視座からは、ほとんど束縛を受けることなく登場し、かつ現在のドイツ社会政策論の危機意識をいやが上にも高める遠因となっている戦後的発想の原点にまで遡って検討しておくことは、危機意識をいだけ社会政策研究者にとっては避けて通れない道になるであろう。すでに本稿前節の最後でふれたように、こうした文脈の中で考えた場合、経済理論にもとづく社会政策論の体系化を試みたリーフマン・カイルの著書は、——それにランペルトは一定の「成果」を認めつつも——ドイツ社会政策論がさらされることになった危機的状况を醸成する初発的位置をしめる書物として彼によって位置づけられていたことが理解できる。したがってランペルトは、「必然性報告」の

最初で、報告の動機の第一を、実質的にクロンベルガー・クライスを念頭におきつつ、「社会政策の理論がないという主張」や「社会政策の経済的理論が必要であるという提言」といったいわゆる「社会政策論の欠陥」についてさまざまな評価の検討が要請されている、と述べるとともに、動機の第二についてはつぎのように問題を確認したのである。「『本報告の』第二の動機は、学としての社会政策において、リーフマン・カイルによって要請されたより確固たる社会政策学の理論的基礎づけ……を引き続いておこなうことを試みるという点にある(S.11)。」(以下、八八年の「必然性報告」からの引用および参照ページは、本文中に()を設け、該当ページ数のみをその中に示す。)

このようにランペルトは、リーフマン・カイルを代表とする六〇年代初頭からの経済学的方法に基礎づけられた社会政策論と、クロンベルガー・クライスを代表とする社会政策学者が提起した近年の社会政策「学」批判とを検討し、これらいずれもの、いわゆる「社会政策の経済理論」的観点と自己とを向き合わせるところから彼自身の社会政策論の立脚点を定めていった、と言うことができるであろうか。これが彼の「社会政策の理論」形成要因のすべてでないことは当然であろうが、右の検討からも、こうした「社会政策の経済理論」との関係が、彼の「理論」形成にあたってかなり大きな部分をしめていたということは言えるであろう。もちろんここで言う「関係」は、前節で見たように、相手を検討する作業の中から、意義ある点は積極的に評価し撰取するというきわめて調和的な関係と、その逆の対抗的な関係の二種をさしている。ランペルトは前者のケースとして、リーフマン・カイルの社会政策論を、「(社会政策学を)脱イデオロギー化し、現実との関係を高め、国際的發展と結びつけることで理論的展開の新たなパースペクティヴを切り拓いた(S.15)」として高く評価する。しかし他方

で、後者のケースにおいては、社会政策の理論の欠如について云々言う経済学陣営に与する論者に対して、自分の足元もよく見てものを言うべきだ、という趣旨の内容を、いくらか皮肉をこめてつぎのように述べている。「社会政策に理論がないという主張は、対象を包括的に、つまり、完全にそして一貫性をもって解明する思考構造が、理論という語で了解される場合に、支持されるにすぎない。経済政策の理論や経済学の理論であっても、このように定式化された要請にはうまく対応できない(Sing)」。さらには彼の「そもそも、社会政策の理論が経済政策の理論の後塵を拝することはもはやないのである(Sing)」という表明は、後者のケースにより大きな比重を彼自身がかけていることは明白であらう。

ではランペルトは、「社会政策の理論」をどのように問題構成しようとしたのであったか。社会政策学会叢書に収められた「必然性報告」は、本文部分だけで五六ページといういくらか長いものであるが、これは大きく二つの内容に分けてとらえてよいであらう。第一の内容は、そもそも「理論」とは何か、何を目的とすることが理論であるのか、という認識論的レヴェルの問題の内容である。その目次構成はつぎのとおりである。

I 研究の動機とねらい

II 概念および予備的解明 (一、理論の概念 二、社会政策の理論の課題)

III 社会政策に理論は存在するか

彼の問題意識の開陳をも含めて冒頭からほぼ八ページにわたって展開されたこれらは、量的にも多いものではないが、ここに彼の依拠している認識論的立場を読みとることができる。そこではじめに、これらI~IIIの内容を整理し、考察を試みることにしよう。なお、本報告の主要部分をしめる第二の内容をあつかった、

Ⅳ 社会政策の理論的特質

については節をあらためて検討することにした。

- (1) あるいはPh・ヘルダー・ドルナイヒらにならって、戦後西ドイツの社会政策の議論の流れを、第一段階として五〇年代から社会政策の「所得分配」的側面の問題が前面に押し出された時期、第二段階として七〇年代以降の社会政策に対する「費用抑制」的措置（七七年の医療保険に関する費用抑制法、七九―八〇年の年金スライド率の固定化などをその典型とする）を背景にした社会保障財政問題が議論の中心になった時期、ととらえるならば、ランペルトは、それぞれの段階の代表的な議論に対する自己の位置づけを試みようとしたことになる。Vgl. Ph. Herder-Dornreich u. a., *Wege aus dem Pflegenotstand. Ordnungspolitische Prinzipien einer Reform der Pflegesicherung alter Menschen*, Baden-Baden 1985, S. 24f.

(2) 社会政策的認識の問題

ランペルトおよび社会政策論の現代的「布置状況」については、その一端を私はすでに考察したし、また本稿でもここまでにおいて、前稿でふれることのできなかった同種の問題を読みとることにとめた。以下では、これまで私が言及してこなかった問題について検討することになる。そのひとつは、彼の社会政策的認識の、あるいは社会政策の方法の基底がどこにおかれていたか、という問題である。

まずは彼の言う「理論の概念」（目次 II―1）を聞こう。ランペルトは、「理論は、さまざまに認識を獲得することをめざしての言明の体系と理解される。その言明は、定義、仮説、そして論理的展開によって得られた推

論的結論とから成るものである(S.10)」と規定する。ここで着目したいのは、彼のこの一文に付された脚注である。その注は、この「理論」の含意を「いくらか詳しく精確に定義する」ものであり、つぎのように叙述されている。「理論は、(a)仮説、定義、および仮定された、もしくは、経験的に与えられた初期条件に関連するところの、(b)体系の土台から出発して論理展開の規則を適用することによって導き出されている演繹的言明(定理)を、さらに、現実を明らかにすることおよび行為可能性を認識することにならずさわりうる演繹的言明(定理)を含むところの、(c)公理系と照らして無矛盾的、十分、必然的であるところの、言明の体系、として定義される(S.10, Anm. 6)」。実はこうした定義は、K・R・ポパーを始祖としてH・アルバートラによって受け継がれ、展開された「批判的合理主義 Kritischer Rationalismus」の認識論的立場にはかならない。⁽¹⁾ つぎの一文は、その特徴をよくあらわしている。「このようにしてなされた理論は……言明の特殊規定的条件、論理的な一貫性の条件、そして間主観的な検証可能性の条件——すなわち、最大限の価値判断自由——、さえ充たされれば十分なのである(S.10)」。ただし、社会政策論にかかる立場を導入しようという試みにおいて、ランペルト自身が、無前提的にこの認識論をとりいれようとしているのか、あるいはどこかに修正を加えてとりいれようとしているのか、などといったいわば導入にあたっての自覚の度合いといったことについては、他の社会政策論の「理論」にあたるものと叙上の「理論」とを、彼自身が比較検討したうえで、彼の「理論」を位置づける必要があるであろう。したがって、これだけの「理論の概念」の提示では、いかにも不十分の感は免れないように思われるが、ひとまずここでは、彼の社会政策論に対する認識の基底が、ポパー流の論理実証主義——批判的合理主義に求められているということを確認しておきたい。⁽²⁾

「理論の概念」を右のように論理実証主義的—批判的合理主義的立場に立って把握するとすれば、「社会政策の理論」は、ランペルトの言う「検証可能」な「言明の体系」を構築することがまず要請されるであろう。しかも「理論はできる限り経験によって検証されるよう構築されねばならない(S11)」のである。それが「社会政策の実証理論の課題の体系化(S11)」である(目次 II—1)が、彼によればこの「課題の体系化」にあたっては、批判的合理主義の立場に立つ限り、「かかる理論の経験対象がどのように定義されるか、とか、より狭義の社会政策の定義から「議論を」始めるか、……あるいは、より広義の包括的な定義から始めるかどうか、といったことは本質的ではない(S11)」と言う。ここでは、「理論」を前にしたときの各人が抱く社会政策の「定義」とは何か、という点が本来ならば問題にされるべきであろうが、ランペルトはそうした点にふれることはなかった。ただ、「定義」についてかかる態度をとるとすれば、唐突に、しかも、いくらかの重みをもたずに、彼自身による社会政策の「定義」がこの「課題の体系化」にあたって添えられていたとしても、奇妙なことではないであろう。彼のここでの社会政策の定義は、「社会政策的行為」をつぎのように規定するにすぎないものであった。すなわち、「社会政策的行為の中心には、社会的、経済的に弱い多数の人々の生活状態の改善がおかれる(S11)」あるいは同義的に「社会政策が意味するところは、ある特定の状況を他の望ましい状況へと移行させることである(S12)」と。しかし、かかる一種の規範的定義の内容についての言及は、ここではこれ以上なされていない。いずれにせよ、ランペルトの社会政策の定義の問題については、彼の他の論考を検討する中からもう一度考えねばならないであろう。

ところで、以上のように「社会政策の理論」が拠って立つ論理と彼流の社会政策の定義を提示したランペルト

は、つぎに「社会政策の理論の課題」として、さきの定義を「合理的に決定する」ための前提になる「論理的階梯」を列挙した。それは以下である (S. 12-14)。

(1) 社会政策的行為が必然化することの解明あるいは根拠づけ (具体的には以下)。

① 国家的社会政策の起因についての、および社会政策的必要の成立と存続についての学説。

② 一貫した目標を目指す中で、必然的変動としてあらわれる、あるいは必然的変動と推測されるところの状況についての分析や判断。

③ 展開の予測。

(2) 以下にあげる点での、仮説上での目標体系および現実としての目標体系についての分析。

① 目標の内容の解釈。

② 目標の根底にあるところのものの現実性、可能性。

③ 目標の分析的解明。

④ 諸目標間にある関係の質の研究。

⑤ 完結性と一貫性を指向する目標体系の検討。

⑥ 目標受容の分析。

(3) 社会政策的行為の可能性を導出すること (構成要素は以下)。

① 体系に適合的な、目標に適合的な手段の展開の検討。

② 意図されたあるいは意図されなかった効果と関連してとられうる手段の検討。

③ 諸手段を用いた場合の結果の統御の検討。

④ 社会政策の担い手の体系、および社会政策の意志形成―決定システムの分析。とりわけ合理性と効率性の観点からの分析。

(5) つぎの諸点の叙述。

① 国家的社会政策の実際の体系。

② 社会政策の思われた体系。

③ 実際の体系の比較。

④ 思われた体系の比較（構想あるいは理想像）。

⑤ 理想像と実際の体系の比較。

(6) 実践的社会政策の叙述と研究。

社会政策の包括的理論の展開の観点から、国家的社会政策の生成の条件および展開の諸条件をまとめること。さまざまな社会・経済体制における国家的社会政策の体系の分析。

(7) 学問的ディシプリンとしての社会政策の歴史の叙述と分析。

以上がランペルトの言うところの「学問的社会政策の課題」であり、「社会政策の活動領域の性格」(S.16)である。彼は続けて「社会政策論は独自の学問的ディシプリンである」、「学問としての社会政策は経済学にも社会学にも、さらに政治学にも経済史・社会史にも「カテゴリー的に」属するものではない」、と述べたが(S.19)傍点³⁾は原文ではイタリック体、本節で明らかにしたように、このそれぞれの文が有する意味は、「社会政策的に重

要な認識を獲得することにむけての「学問 (S. 17) の認識的起点を彼なりに提示しえた、ということなのであった。さらにこの「社会政策「論」の独自性」からランペルトが強調したのは、研究をすすめるにあたってのつきのような「方法的公準」というものであったが (S. 18)、これらはすでに「成果・限界論文」において提起されていた内容の繰り返しであった。

(1) ア・プリアリなディシプリンの狭隘性を回避すること。

(2) 特定の領域面や視座——たとえば社会的保護の領域面や視座に対立させて経済的保護のそれら——を過度に強調することを回避すること。

(3) 多方面のディシプリン、あるいは学際的性格を求めること。

では、これまで見てきたような「社会政策の理論」にもとづいて、ランペルトはどのように社会政策論を具体的に構成しようとしたのであろうか。次節ではこの点について、彼の構想したところを本報告にもとづいて整理することに努めたい。

(1) 「批判的合理主義」をめぐるのは、六一年にドイツ社会学会内部でポパーと Th・W・アドルノとの間で火ぶたが切られた「実証主義論争 Positivismstreit」にまで遡って把握せねばならないであろうが、ここでは論争そのものにはいることは本稿のテーマからも離れるのでとりあげない。ポパー、「論理実証主義」、アルバートとフランクフルト学派との、とくに J・ハーバマスとの論争について概観を得るものとしては、たとえば以下を参照。富永健一『現代の社会科学者——現代社会科学者における実証主義と理念主義——』、講談社、一九八四年。また、アルバートの認識論・方法論については、E・トービチュ編集による論選集に収録された、彼のつぎの諸論文を参照。

ハイント・ランペルト社会政策論の問題構成

ハインツ・ランペルト社会政策論の問題構成

Hans Albert, Die Einheit der Sozialwissenschaften, ; Theorie und Prognose in den Sozialwissenschaften, ; Wertfreiheit und Wertgeschehen. Zur Rolle normativer Gehalte im Erkenntnisprozess, ; Modell-Platonismus. Der neoklassische Stil des ökonomischen Denkens in kritischer Beleuchtung, in : Ernst Topitsch (Hrsg.), Logik der Sozialwissenschaften, 10. Aufl., Königstein 1980, S. 53-70, 126-143, 196-225, 352-370.

(2) ランペルト単著の社会政策教科書には、第二版(九一年)以後、本報告が要約されてひとつの章として収められているが、本稿本節でとりあげている方法論的問題(目次 I-III)についての部分はほとんど削除されている。

Vgl. H. Lampert, Lehrbuch der Sozialpolitik, 2. Aufl., Berlin u. a. 1991, u. 3. Aufl., Berlin u. a. 1994, Kap. V.

(3) このランペルトの言わんとするところをめぐっては、すでに前掲拙稿で問題提起的にとりあげた。前掲拙稿(一) 一
九一ページ。

四 社会政策の理論(一)——社会政策論の問題構成——

前節で見たような「必然性報告」の第一の内容に続いて、以下では同報告の第二の内容に内在的な検討を加えつつ接近する。ここでの問題は「理論」はどのような問題を汲み上げうるのかという、「理論」の具体的構成の提示である。それについてランペルトは下記の四つを提示している。すなわち、

- (1) 国家的社会政策が成立する条件の理論 (S. 18-30)'
- (2) 国家的社会政策が展開する条件の理論 (S. 30-52)'
- (3) 国家的社会政策の作用の理論 (S. 52-56)'
- (4) 国家的社会政策の限界の理論 (S. 56-64)'

である。これらには「……の理論」なる用語がすべてにわたって用いられているが、前節で見たようにランペルト的に「理論」を「定義、仮説、推論的結論」とから成る「言明の体系」と規定するならば、以下で展開された議論は必ずしもこれらすべての要素を充たしていない。ランペルト流の規定に厳密に照らし合わせれば、おそらく右記(2)の「展開の理論」は「理論」に該当するが、それ以外にも「理論」であるかどうかは疑問の余地がある。というのも、右記(2)には仮説とそれを検証した推論的結論が含まれているけれども、それ以外の「理論」には「推論的結論」は述べられておらず、せいぜい仮説の提示にとどまっているからである。したがって、ここでいう「理論」は、社会政策研究にあたっての観点の提示とその「体系化」が目指されたもの、あるいは研究にあたっての分析枠組みの提示、という程度にとらえなおしてもよいように思われる。彼は報告のはじめに、その主内容として「国家的社会政策の必然性の解明(起因論および成立条件)」、「社会政策的展開の決定要因の理論」、「社会政策の作用論」、「国家的社会政策の限界をめぐる問題」の四テーマを検討することを予告していたが(S10)、むしろこちらの表現のほうが、その内容を的確に言い表していたのではないであろうか。以下ではこれらの内容を順に整理しつつ、ランペルトが「社会政策の理論」という名のもとで社会政策研究に向けてどのような研究の枠組みを築こうとしていたのかを考えてゆきたい。

(一) 社会政策の必然性論

「社会政策の必然性論」とは、ランペルトによれば、第一として「いかなる場合に社会政策が必然化するか」という問題について、「必然化」の一般的条件および特殊の条件を明らかにする課題を担うものである。しかしこ

の問題については、さらにつぎのような第二、第三の課題が連鎖的に提出されることになる。すなわち、第二は、社会政策的行為の担い手になぜ国家が要請されるか、第三はそうした行為を国家がおこなう前提となる条件は何か、を解明する課題である。

(i) 社会政策の必然化条件 第一の、社会政策を必然化させる条件について、はじめにランペルトは、ツヴィーディネク・ブューデンホルストによって唱えられた社会政策の「一般的基礎要因」を三点列挙した。社会政策の「一般的基礎要因」とは、第一に、分業の進展と職業分化の進展にともなう社会化 *Vergesellschaftung*、第二に、多様な社会的階層による経済成果への関与、第三に、集合的あるいは政治的のみ充足されるような必要の存在、を言う⁽¹⁾。これらは社会政策が必然化するための諸条件のありようであって、ランペルトによれば、「近代の工業社会においてしか必然化しないというものではない」ような、いわば「地域と時代とは無関係に説明できるもの」である (S. 19)。

つぎに、いかなる状況において社会政策は登場するか。これは「社会政策の成立条件の理論」としてつぎの二点の条件があげられる。第一は、特定の社会集団の生活状態に影響をおよぼすような不可避の事態が生じつつある、あるいは現に存在している場合、かつ、第二は、必要と思われる、あるいは望まれている生活状態に対しての作用が自己責任をもってしても、あるいは従来からの非国家的制度をもってしてもなされない場合、である (S. 20)。これら二つの条件もまた、非工業社会においても充たされるような「地域性と時間とは無関係に」存在する社会政策の成立条件である、と規定される。彼はこうした規定に、H・P・ヴィトマイアーの「社会政策的

需要 sozialpolitische Bedürfnisse) の理論⁽²⁾を援用して五つの「社会政策的必要 sozialpolitischer Bedarf」のケースを列挙している。すなわち、

① 第三者がいなければ生存が不可能な事態を生ぜしめるような、地域・時代・体制とは無関係に恒常的に存在する基本的な必要、

② 社会構造から取り残された人々に見られるような、「社会の」進歩・発展に要因づけられる必要、

③ 経済的財をめぐる処分可能性、経済・社会資源、あるいはインフラストラクチャーの分配に要因づけられる必要、

④ 偶発的事件・事故（戦争、災害など）によって生ずる必要、

⑤ 政治的意志決定の担い手や給付を担当する人々（医師、病院、役所など）によって生み出される、いわゆる「目覚めさせられた」必要、

である。「非歴史的規定」と「体制貫通的規定」を大前提とした右の「社会政策的必要」が一般的規定であるとするれば、さらにそこから、特定の地域・時代・体制における個別的な「社会政策的必要」を構成することができる（いわゆる一般から特殊⁽³⁾へ）。社会政策はこれらの「必要」を「充足」すべく、国家によって採用される政策である（「社会政策的必要充足の理論」）（vgl. S. 21-24）。

(ii) 社会政策的充足と国家　しかしこれだけでは、ランペルトが報告でも一貫して用いている「国家的社会政策」というタームにおける „staatlich“ なる形容詞の付加、あるいは「国家」の登場は、なら「必然化」させえないであろう。この「国家的行為による社会政策的必要充足の必然性」についての彼の説明は、一般的な場

合として「かかる必要は経済秩序の社会的機能の欠陥から生じる」と述べ、私的経済の中で個人的に解決できず、かつ、非国家的諸制度によってもそれが解決できないとき、国家の発動が要請される、と言う(S.26)。さらに市場メカニズムに組み込まれないような経済活動の欠陥も、同様に国家の発動を要請する。配分領域における欠陥(公共財の生産など)、生産領域における欠陥(設備稼働など)、財の分配の欠陥、などがそれにあたる(S.26)。

(iii) 社会政策的必要充足の前提　ランペルトによれば、社会政策が国家によって発動される条件(「社会政策的必要充足の可能性の一般的前提」)としては、社会政策発動のためのコスト負担が可能な態勢がある程度整えられていることであると言う。つまり「社会政策の経済的基盤、あるいは資金調達の可能性」の存在、あるいはすでにそうした機能を有している諸団体(共済団体など)の存在が前提されねばならない(S.29)。

以上、「社会政策の必然性の理論」によって検討されるべき多岐にわたる課題が提唱されたことになるが、ランペルトもまとめてるように(S.30)、これらは、

- ① 経済的に開発途上にある社会における構造的・機能的分化を原因とする社会政策的必要の発生、
- ② これらの必要を私的経済において充足させることの不可能性、あるいは非国家的機関をとおして充足させることの不可能性、

③ 国家に固有の、あるいは国家的に始められた制度にたよった必要充足の資金調達の可能性、
に対する考察観点の導入を提唱するものであったのである。

(1) これら三点は、主としてつぎのツヴィーディネク・ズューデンホルストの著作の第一部I、第一章「序——社会および社会的階級」において展開されたものである。ただし内容的に同部II、第七章「イデオロギー的基礎」の内容も含む。Vgl. Otto von Zwiadineck-Südenhorst, Sozialpolitik, Leipzig u. Berlin 1911, S. 1-36, 44-51.

(2) Vgl. Hans Peter Widmaier, Sozialpolitik im Wohlfahrtsstat. Zur Theorie politischer Güter, Hamburg 1976, insb. S. 47-55. ヴィトマイアーの本書は、社会政策を政治社会学的な観点から分析したものであり、ある意味では「社会政策の経済理論」に対して「社会政策の政治理論」の位置をしめるものでもある。彼自身もこの点については本書の序において語っている (vgl. ebenda, S. 11)。なお、本書でなされた「福祉国家の経済的、政治的過程の作用分析を土台として、社会政策的必要の派生理論を展開する試み」として、社会政策的必要の派生をつぎの三点に求めているのであって、ランペルトがあげた「社会政策的必要」の発生条件がすべてヴィトマイアーによってあげられているものではないことにここでは留意しておきたい。ヴィトマイアーの言う「社会政策的必要」の派生とは、第一に経済発展および政治的変動の前提をつくりだすことからの派生、さらには経済的発展と社会的進化の結果からの派生、第二に資本主義的な制度におけるさまざまな問題（たとえば私的所有やそれと結びついた処分権、賃金労働者の存在、階級的対立、等々）に介入する「支配の情勢」がおよぼす長期的な作用からの派生、第三に予期されない、自然的な災厄からの派生、がそれである (vgl. ebenda, S. 47f)。

(3) 具体的には、①労働者の健康、労働力、世代再生産、人格権の保護という施策の必要（＝労働者保護政策）、②生存を脅かすリスクに対する保障の必要（＝社会保険政策）、③自由な労働市場における市場形態の不均衡と市場の不完全性の観点とからして充たされねばならないところの市場秩序政策の必要（＝労働市場政策）、④個々の被用者利益（医療保護、労働力の保護、人間性の保持）を保障する必要（＝経営体政策「経営社会政策」）、⑤子供のいない家庭と子供のいる家庭との間の経済的負担を均等化する必要（＝家族政策）、があげられている。（ ）内はそれ

ハインツ・ランペルト社会政策論の問題構成

らの必要を充足する政策としてランペルトがあげたものである。Vgl. H. Lampert, Notwendigkeit, Aufgaben und Grundzüge ..., a. a. O., S. 25-26.

(二) 社会政策の展開論

第二の理論は、第一の「社会政策の必然性」論で提示された「必要充足」の範囲と質、およびそれらに関連する社会政策を展開せしめる要因は何か、という点についての分析・解明を課題とする。とりわけ社会政策展開要因については、第一に「問題解決の緊急性」、第二に「問題解決能力」の高低¹⁾、第三に「問題解決への備え」²⁾があげられており、これらが政策展開の「一次的」要因とされる。さらにこれらの要因を具体的に構成する要素、あるいは「一次的」要因に影響をおよぼすような要素は「二次的」要因と位置づけられる。各要因を、そしてそれらの関連構造を、性格づけることが社会政策理論の課題を構成することになる。「実際の社会政策はこうしてこれらの一次的な規定要因と二次的な規定要因の明確化と相互作用を把握することによって説明される(S. 31)。」以下、それぞれの一次的要因とそれに関連する二次的の具体的な内容と関連とについてランペルトが説明している点を整理しておこう。

(i) 問題解決の緊急性

第一の「問題解決の緊急性」とは、「社会政策的必要充足の緊急性」であり、「いかなる社会政策的必要が充足されるか、いかなる社会政策的な行為領域が展開せられるか」を決定する要因である。これが規定されるためには、つぎのような四つの二次的の要因がこれに制約を加える (vgl. S. 32, 34)。

① 社会政策の重要な目標が経済体制によって影響を受ける場合、社会政策の目標が危険にさらされる程度。
(経済体制は社会的な基盤の内容を表出させるものであるが、その内容は経済メカニズムに特徴づけられたものにすぎない。)

② 社会の根底にある価値体系。(社会政策は、人間―社会像を刻印しているさまざまな価値観に応じて量的、質的に展開する。宗教、世界観、倫理、文化によって刻印されている価値体系は、経済体制や政治体制を超越して「問題解決の緊急性」に作用する。)

③ 社会変動の中でそれぞれの状況におかれることになる社会集団(広く所属階層をも含む)の問題意識。(たとえば、産業化以前の段階の問題意識とそれ以降の問題意識とは同じではない。)

④ 政治の担い手の問題意識。(この問題意識は、一方で社会政策の対象となる側の意識に依存しているが、他方で政治体制にも依存する。また、政治家の問題意識は、社会の価値体系からの影響を受けざるをえない。)

(ii) 問題解決能力 第二の「問題解決能力」の高低」とは「社会政策の実現にむけての必要な物的条件」がどれほど存在するか、ということである。これは、つぎの三要因に規定される (vgl. S. 35-37)。

① 自然的資源量。

② 経済的生産能力。(具体的には国民生産高や経済成長。ただし社会政策が経済的生産能力におよぼす影響があることを見落としてはならない。)

③ 社会政策的創造性。(社会政策の構想、施設、制度を展開させる能力のこと。ただし、この創造性は、中央集権的なヒエラルキー的に運営される社会体制においてよりも、競争的に組織された社会体制においてのほうが

が大きな成果を得ることができることからわかるように、社会の価値体系や政治体制に依存する。）

(iii) 問題解決への備え 第三の「問題解決への備え」とは社会政策を執行する政治権力の担い手が持つ問題解決に向けての対応姿勢のことである。これを規定するのはつぎの三要因である（vgl. S. 37-39）。

① 社会的価値体系にもとづいた政治機構の存在。（政治機構は、政党システム、官僚システム、利害団体システムの三システムから成る。）

② 財の稀少性。（権利、機会、所得、資産等の再分配などは、往々にして政治権力の担い手の側にゆだねられる。しかも、それらの再分配の前提は、その財の多寡を規定する経済生産能力や経済成長なのである。）

③ 社会政策の目的を内包する社会の価値体系。（これは政治機構をも規定する。）

ランペルトが社会政策を理論化するにあたっては、実践としての社会政策がこうしたさまざまな要因から成る総合的構造として描き出すことが必要であったわけであるが、個別的要因は国（地域）や時代によって異なる状況を示す。したがってこれらの個別的要因を国（地域）別の観点、あるいは歴史的な観点から比較検討することをおして、ある国と時代の社会政策の展開・発展段階が位置づけられることになる。「社会政策の展開を規定する」要因の体系には、相対的に見て多くの型があることが認められるが、そこから型の異なったそれぞれの刻印をもった多くの要因関連の布置状況といったものが考えられるのである（S.39）。このような観点から、ランペルトは検証に進むが（vgl. S. 43-52）、この点についての整理・検討は別の機会にゆずりたいと思う。いずれにせよ、こうして社会政策の展開を検討するにあたって、展開規定要因の相互連関作用を分析することに対する考

察観点が提唱されたのである。

(三) 社会政策の作用論

第三の理論は、社会政策が社会および社会構成体（社会集団、家族、個人、家計等）におよぼす作用あるいは効果の分析を課題とする。ここでは、大別して社会政策の経済的作用と社会的作用とが理論的課題として提示される。

(i) 社会政策の経済的作用 第一の社会政策の経済的作用については、つぎの三つの観点を仮説的に構成し、作用研究することの必要性が提起される (vgl. S. 53-55)。

① 社会的費用を回避するものとしての、そして経済的基盤を保障するものとしての社会政策。（ここで具体的にあげられたのは、労働者保護、医療・年金保険、職業教育をもふくめた教育政策である。これらの政策の作用は「生産能力にしめる潜在的労働力を、すなわち、国民経済の経済的基礎的諸要素を、社会的費用に含ませないようにすること、およびそれを確実なものにすること」であり、「生産性促進効果」を有する。）

② 経済安定、社会・経済秩序安定政策としての社会政策。（具体的には社会保障のもつ経済全体への作用、すなわち、社会保障制度による消費財需要の安定化機能による景気動向の安定化作用、さらには労働市場の制度化や労使関係の制度化をとおしての社会的平和の促進作用。）

③ 経済構造変動の促進とそれの社会的確保としての政策。（経済的發展は経済社会構造——ここでは生産、価

格、就業、所得、企業、経営といった経済的構造と地域、資産、家族といった社会的構造——の変動をもたらすが、かかる変動に対する適応の負担はわれわれが担わねばならない。「社会政策は、災厄がふりかかった人人的ために適応負担を軽減する機能、適応負担を平等に社会的に受け入れることができるようにする機能、そしてそれを公正に分配する機能」をもつ。こうしたことによってさらに構造変動の促進に作用する。)

(ii) 社会政策の社会的作用 第二の社会政策の社会的作用については、社会形成政策としての社会政策があげられる。これはアヒンガーによって「社会政策の形成的作用」として提唱された概念と用語を引き継いで、⁽¹⁾ つぎのような内容をもつものとして考えられている。労働問題としての社会問題が社会政策によって解決され、大多数の人々が不安と困窮とから解放された。社会政策は、人権と人格の自由な展開を物質的に確実なものとし、物質的自由の活動空間を人々に与えるよう作用する (S. 55f)。

以上のような社会政策の作用に対する考察観点とは、つぎの社会政策の限界論とも密接な連携の関係にある。社会政策の限界論は、社会政策の作用の限界として論じられることが多々あるからである。

(1) ランペルトがとりあげたアヒンガーによる「形成的作用」概念は、つぎのものをさしている。ただし、以下の引用ページは五八年の初版のそれではなく、七一年の改訂二版 (H. Achinger, Sozialpolitik als Gesellschaftspolitik. Von der Arbeiterfrage zum Wohlfahrtsstaat, 2. erw. Aufl., Frankfurt am Main 1971) で確認されたものである。

①「いわゆる「赤貧」状態の放逐 (ders. (2. Aufl.), a. a. O., S. 80f) ②「経済の波及 (ebenda, S. 115f) ③年金ヒステリーや仮病といった負の効果の招来 (ebenda, S. 98f) ④「権利化や制度化の結果としての援助行為の非人間

化。なま、以上にいふことは、vgl. H. Lampert, Notwendigkeit, Aufgaben und Grundzüge ... a. a. O., S. 55.

(四) 社会政策の限界論

第四の理論は、社会政策の限界を分析課題とする。これは社会政策の作用の結果についての分析課題でもあり、いわゆる「社会国家の限界」と一般に称されてきたところの問題を対象とするものである。

社会政策の限界は、現代では主として、社会保障給付の財政上の問題（社会給付比率の増加傾向）や社会保障の費用問題（保険拠出額や拠出者の条件）といったいわば構造的現実問題の派生を契機として議論されるにいたった。ランペルトがこうした問題を社会政策の、ないしは社会国家の「限界」として論ずるにあたってとりあげた観点は、第一に、「限界」を、経済的に特化したところから規定される問題として、とりわけ「経済の生産能力の決定要因に立ち戻って」それらの連関をとらえることと、第二にその「限界」の結果がいかなるものである、それは「社会的な、経済政策的な目標に対してつけられる疵」であって「経済・社会政策の基本目標に立ち戻って把握される」という点である（S. 57-59）。ただし、ここで注意しておきたいのは、「限界」は「回避できる、とか、回避されねばならない」という立場に立つのではなく、「限界」そのものの存在を認めた上で、それが「社会政策的諸施策の検討と修正への警告」になっている、という立場を彼がとることを提唱している点である（S. 59）。したがって、ここでの「限界」は政策的に克服されるべき課題として登場するのではなく、あくまでも政策課題と政策実践の問題点を素出するまさに観点として提示されることになるのである。以下ではそれらの具体的な内容を整理しておこう。

第一の観点とは、国民経済の生産能力を構成する諸要素の連関構造が社会政策的施策を制約する、という観点を提示するものとして「限界」をとらえることである。ここでは、経済生産能力としての個々の労働力供給と社会保障負担の問題、および企業の社会保障負担問題があげられ、それらがいずれも経済の生産能力との密接な連関をもっている点があげられる。労働力供給部門（労働者）では、社会保障負担増が、いずれはその供給を減少させかねない。また、企業にとって社会保障負担の増大は、彼らの経済適応能力や活動領域を制約する方向に作用する。租税、社会保障拠出等の減少が国民経済レベルに反映され、それは社会政策的諸施策の縮小をもたらしかねない、と云うのである（S.60）。

第二の観点とは、社会政策的諸施策と経済政策的目標との関連、およびそれと社会的基本価値との関連である。前者の関連については、経済政策の目標として一般に措定される経済成長と雇用の維持を、社会政策が侵害しているという議論に対する見解の転換を迫る。ランペルトはここでは、「社会政策的諸施策の雇用政策への影響は雇用率と成長率に依存している」と述べ（S.60）、社会政策による経済政策目的侵害論を受け入れない。さらに後者の関連については、彼が考える社会的基本価値である、自由、自己責任、連帯、公正、社会的安全などといった観念を社会政策が侵害しているという議論があることに對して、これらの内容規定を試みている（S.19）。それは何よりも、こうした基本価値と社会政策的諸施策との関連性を自覚的に定位する観点が必要であることを提示したものであると言えるであろう。

(五) 要約

ここまで見てきたような、ランペルトの唱える「社会政策の理論」から導き出される個別的な研究課題は、研究を具体的にすすめる上での枠組みととらえることができるであろう。では、その基本的着眼点はどこにあったのであろうか。ランペルトは社会政策の分析の問題を、社会政策の「必然性」Ⅱ「発生」から始めて、つぎに社会政策の「展開」、さらに社会政策の「作用（および機能）」と「限界」、という順に説いているから、社会政策の問題構成にあたっては、「必然性論」がその要に位置すると言ってもよい。ところで、「必然性論」は、「社会政策的必要」と「社会政策的充足」の二つの基本的概念から基本的に構成されている。したがって、以下では、この「社会政策的必要」と「社会政策的充足」という観点から、ランペルトの唱えた社会政策研究の課題を要約的に再構成してつぎに示しておこう。

(1) 「社会政策的必要」は、「社会政策的必要」(ニーズ)の確定とその「必要」に対する「充足」の観点からとらえなおすことができると思われる。ランペルトにしたがえば、それにあたってまず重要なことは「必要」の種類を確定することである。「必要」に対する国家的「充足」が実現するのは、「必要」への対応が私的領域では対応できない場合に限られ、かつその実現には事前の資金・団体等の存在の前提がなくてはならない。「必然性論」研究の観点はこれら諸条件の把握である、ということになる。

(2) 「社会政策的展開論」は、(1)の「充足」する主体が、つまりこの場合国家が、社会政策を推進するにあたっての条件という観点からとらえなおすことができるであろう。「充足」は「問題解決」であり、その展開にあたっては「充足」にむけての主体の「緊急性（への意識）」、「(経済的・行政的)能力」、「(政治的・意識的)

備え」といった前提的条件がどれほど存在するかによって、実践的社会政策の展開も地域・時代によって異なる。「展開論」は、これらいくつかの諸条件（＝「規定要因」）についての比較研究するところから始められる。

(3) 「社会政策の作用論」と「社会政策の限界論」は、「充足」する主体と対象（＝「必要」の当事者）との相互作用という観点からひとつにまとめてとらえなおすことも許されよう。その際にあらわれる相互作用問題とは、「充足」する主体からすればその「充足」行為の効果や経済・社会に対して社会政策が果たす機能の問題であり、「必要」の当事者からすれば充足の結果如何とその反作用の問題である。社会政策の「作用論」と「限界論」は、これら種々の機能（社会政策の社会的費用回避機能、経済安定機能、経済構造変動促進機能、社会形成的機能、等々）の仮説的構築とその検証が必要である、との論点を提示したものである。

以上、ランペルトの問題分析の枠組みとしての「社会政策の理論」を再整理することを試みた。「成果・限界論文」にまで視野に収めて考えれば、この枠組みは同論文で述べられたところの「問題設定」の具体像の体系的な提示でもある。「問題設定」の目的は、「成果・限界論文」でも主張されていたように、当然に他のディシプリンとの差異の確認と「類似の問題設定」如何が検討されてはじめて達成されるべきものである。しかし、ランペルトはかかる観点からの検討を、本報告でおこなっているわけではない。本節でとりあげた部分は、むしろこうした差異および類似を引き出す前提作業としての性格をもつもの、あるいは「社会政策の理論」実証研究のための諸観点の提示としての性格をもつにとどまっていると言えるのではないであろうか。

五 小 括

ここまで私は、前稿において考察したような社会政策抑制論や社会政策学無用論との対決を迫られたランペルトが、その後どのような学問的対応をしようとし、どのような地点に到達したか、という点について、主として彼の論稿や報告を内在的に検討することをおして考察してきた。その考察からは、おおよそつぎのような点で明らかにすることができたのではないかと思う。

まず第一は、ランペルト社会政策論が形成されるにあたって、ランペルトが把握した問題の所在である。七〇年代半ば以降、社会政策論が経済学サイドからの攻撃にさらされるという状況を打開し、社会政策論の「固有のディシプリン」を確立するにあたって、彼は、経済学的発想にもとづく社会政策論の初発の位置をしめるリーフマン・カイルの議論に立ちもどったのであった。ランペルトは、リーフマン・カイルを批判的に検討するという迂回的な形で、現代社会政策批判派の社会政策論に対する観点を反批判し、そこから社会政策論に「固有のディシプリン」確立に必要な観点をとり出した。それは約言すれば、社会政策における「非経済的なもの」である。これは社会政策の対象の拡大化という事実認識から導出される。また方法的にはかかる事実認識を組み込むような学際的な見地から社会政策論は概念構成されねばならない。

第二は、ランペルト社会政策論の形成に向けての認識論的な問題の所在である。ランペルトは「社会政策の理論」の認識的基底を、ポパー・リアルバート流の論理実証主義―批判的合理主義に求めた。ここにおいては「理論」は経験的に帰納されて構成されるのではなく、まずは経験を単に検証するための多次元にわたる言明の体系

として構成されることになるであろう。ランペルトが求めた社会政策の「固有のディシプリン」のまさに「固有」たるゆえんは、かかる認識論的な転回にもあったと言える。

そして第三は、ランペルト社会政策論が提起した具体的研究課題、あるいは問題の分析枠組である。第二の点からすれば、「社会政策の理論」の具体的課題は、検証されるべき仮説がどのようにして構築されればよいか、どのような問題を仮説として提示しうるか、ということになる。ランペルトが「社会政策の必然性論」、「社会政策の展開論」、「社会政策の作用論」、「社会政策の限界論」としてあげた個別的論点は、仮説そのものではなく、仮説構築のためにとりあげられうる諸問題と、それら諸問題をとりあげる観点を提示したものであり、これらの複合的構成によって、社会政策の分析枠組が獲得されるのであった。

以上のような総括から、つぎのような二点について、問題の所在を指摘することで本稿を締めくくっておきたい。

第一。「必然性報告」でランペルトは、すでに一九二九年に、かのE・ハイマンによって著された『資本主義の社会理論・社会政策の理論』⁽¹⁾に、「社会政策の理論」という語が用いられていることを指摘しつつ、「ハイマンが指摘したのは、社会政策の理論は、それが歴史の経過を描き出す限りにおいて、歴史理論でなければならぬ、——しかもそれは人間の諸関係をも叙述するのであるから——経済理論が内にとり込まれた社会理論でなければならぬ、ということである」⁽²⁾と述べているけれども、これはランペルトが言うように、「伝統的に社会政策は、研究や学説において経済学者によってほとんど圧倒的に担われてきたのだが」、「すでに五〇年「以上も」前に」⁽³⁾「全体の実践的社会政策を含んだ経済的理論は考えられなかった」ということの例外を示すためだけでは

なかったように私には思われる。ハイマンと同じ「社会政策の理論」という語を提示しながら、ランペルトの頭にあったのは、この「五〇年前（実際はこの報告当時で六〇年前なのだが）」に出された問題提起が、戦後現在にいたるまですっきりとした形で解決せず、いまだに社会政策学者の間で議論されていた状況を、いったんは自己解決しておかねばならず、そうしてたどりついた地点がかの批判的合理主義的認識論にもとづいた「社会政策の理論」ではなかったか、と私には思えてくる。しかし、彼がなぜ、こうした認識論に到達したかについては、これまでとりあげたいずれの論稿や報告からも浮かびあがらせることはできないし、またランペルトが社会政策の認識や方法そのものについての論及もいまのところ「必然性報告」を除いてはほとんど見あたらない。こうした問題を考えようとするならば、ランペルトその人自身よりもむしろ、ランペルト的認識が実はドイツ社会政策論の中にひとつの潮流として存在しているとらえ返し、それを社会政策の概念構成の点から系統的に把握することをおして、この問題解決の糸口は見いだされるのではないかと思われる⁴⁾。

第二。私は本稿前節で、ランペルトの議論にしたがって、社会政策論がとりあつかうべき課題、あるいは社会政策の分析枠組みといったものについて整理したが、これが政策論を論ずる場合の基本的範疇であるとランペルトが言うところの、政策目的、政策手段、政策の担い手、などといった問題とどう結びつくのか、あるいは政策論の範疇としてはその他に、政策対象と政策主体、政策の契機、政策の意図と作用・結果、等々という問題が残されていると思われるが、それらとランペルトの社会政策論とがどのように結びつくのか、という点を明確に浮かび上がらせるにはいたっていない。なるほどランペルトは、本稿第三節で見たように「社会政策の理論の課題」を体系的に示してはいるが、これが本稿第四節でみたような社会政策分析の枠組みにすべて生かされている

とは必ずしも言えないであろう。ランペルトの社会政策分析枠組みは、その出発点を「社会政策の必然性」の解明においていた。ここでは社会政策の「必然化」条件を、一種のニーズ論から考察しようとし、また社会政策の展開もそこから探り出されることになった。したがって、ランペルトの「社会政策の必然性論」は、右であげた政策範疇で言えば、社会政策の「契機論」であると言ってよい。社会政策発動にあたっての担い手（ランペルトの場合は国家）はこの契機の中からニーズの充足を完成、もしくは補完する機能を担うものとしてのみ登場し、実践的社会政策研究においてはその「作用」のみが問題とされている。しかし、こうした観点は、ランペルトのさきの基本範疇を用いれば、社会政策が国家を「担い手」として、どのような「目的」のために、いかなる「手段」の体系としてうちたてられねばならないか、という別の形での、しかも従来からのオーソドクスな「問題設定」に堪えうるのであろうか。あるいはかかるオーソドクスな「問題設定」こそが、転換の要請を受けているのであろうか。こうした点についてもランペルトは直接的な回答をわれわれの前に出してくれてはいない。けれどももうした点が明らかになってこそ、彼の社会政策論の特質のみならず、現代ドイツ社会政策論を読み解く視座をも手にすることができるとはなからうか。いずれにせよ、これらの点については、彼の社会政策的認識の基底となっていると考えられる批判的合理主義をも射程に収めた方法論にまで考察の範囲を広げて検討しなければならぬように思われる。

(1) Eduard Heimann, Soziale Theorie des Kapitalismus. Theorie der Sozialpolitik, Tübingen 1929.

(2) H. Lampert, Notwendigkeit, Aufgaben und Grundzüge ..., a. a. O., S. 17. なお、ハイマンのこのような「社会政策

の理論」について、ランペルトとはまったく別の見地からではあるが、私なりに考察したものととして、拙稿「エー
ドゥアルト・ハイマン試論——ハイマンの社会学的認識論をめぐって——」『経済と文化——成城大学経済学部創立
四十周年記念論文集——』新評論、一九九一年、参照。この拙稿で私が指摘したことは、ランペルトが引き合いに出
したハイマンのこの部分からだけでは、ハイマンの「社会政策の理論」の基底にあるものが何も見えてこないとい
うことであった。この点、同、二四二ページ以下、参照。

(3) H. Lampert, *Notwendigkeit, Aufgaben und Grundzüge* ..., a. a. O., S. 17.

(4) この点について、ランペルトの社会政策論がドイツ社会政策論の中でしめる位置に論及したものととして、つぎの論
致を参照。小林甲一「H・ラムペルトの社会政策論」、『名古屋学院大学論集(社会科学篇)』第三〇巻第四号、一
九九四年、二八ページ以下。

(5) Vgl. H. Lampert, *Notwendigkeit, Aufgaben und Grundzüge* ..., a. a. O., S. 18.

本稿は平成七年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。